

## 令和8年6月12日付け公告の内容

このたび、世羅町の一部を地域とする県営土地改良事業（区画整理事業西大田地区）の事業計画変更にあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第88条第1項の規定により公告する事項について世羅町長と協議したいので、法第88条第6項において準用する法第87条の2第8項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業計画変更の概要書を次により縦覧に供するので、意見のある者は令和8年7月2日までに広島県知事へ意見書を提出されたい。